

申告手続きに必要なもの（原動機付自転車・小型特殊自動車）

申 告 事 由	必 要 書 類						
	標識交付申請書	廃車申告書	廃車申告受付書 ※1	販売証明書 ※2	譲渡証明書 ※2	標識交付証明書 ※3	標識（ナンバープレート） ※4
販売店から購入したとき	○			○			
市外から転入したとき （前市町村で廃車してある場合）	○		○				
市外から転入したとき （前市町村で廃車していない場合）	○	○				○	○
廃車してある原動機付自転車等を譲り受けたとき	○		○		○		
柏崎市で標識が付いた原動機付自転車等を譲り受けたとき	○	○			○	○	○
柏崎市以外の標識が付いた原動機付自転車等を譲り受けたとき	○	○			○	○	○
廃棄、譲渡又は市外へ転出するとき		○				○	○
盗難に遭ったとき （標識のみの盗難も含む）	○	○				○	
標識をき損又は紛失したとき （標識の再交付）	○	○				○	○

- ※1 市区町村によって「廃車証明書」など名称が異なる場合があります。
- ※2 販売証明書又は譲渡証明書は、標識交付申請書に記入があれば添付は不要です。
- ※3 標識交付証明書がなくても手続きはできますが、確認作業に時間がかかることがあります。
- ※4 盗難の場合を除き、標識を返納できないときは、弁償金（300円）を徴収します。ただし、盗難届の受理番号が不明の場合は、弁償金を徴収します。

注意1：柏崎市に住民登録をしていない場合は、住民票の写し又は住民登録地が記載された運転免許証が必要となります。本人が来庁しない場合は、写し可。

注意2：上記一覧に記載の書類のほかに、届出者の本人確認書類（運転免許証や健康保険証など）が必要です。